

市第23号議案 横浜市国民健康保険条例の一部改正

1 提案理由

国民健康保険料（以下「保険料」という。）の徴収猶予に係る規定の追加及び過料を科すことができる対象者の削除を行うため、横浜市国民健康保険条例（以下「条例」という。）の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 保険料の徴収猶予

現行の規定では、災害や事業の廃止等により保険料の納付が一時的にできないと認める場合に、6か月以内の期間に限り、徴収猶予を認めています。

このたび、国からの通知を受けて、急病等による場合は、徴収猶予の期間を1年以内とすることができる規定を追加します。

(2) 過料を科すことができる対象者

被保険者証の廃止（令和6年12月2日施行）に伴い、国民健康保険法で定める「過料を科すことができる」対象者から、「被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」が削除されたことを受けて、条例についても同様の改正を行います。

(3) その他関係規定の整備

国民健康保険法施行令の一部改正により発生した条ずれに対応します。

3 施行日

令和6年12月2日

※その他関係規定の整備については、公布の日。